

# 令和3年度 災害対策特別委員会 運営方針

## 1 調査の目的

防災対策、不燃化及び耐震化の促進並びに災害復興対策に関する諸問題について、総合的に調査し対策を検討する。

## 2 調査のテーマ及びその内容

(テーマ) 災害対応力の向上を図る

(内容)

今後、高い確率で発生が予想されている首都直下地震や南海トラフ地震、いまだ頻発する東日本大震災の余震、集中豪雨・大型台風による風水害などへの対策は、本区にとって最重要かつ恒久的な課題となっている。

国においては、令和3年5月に、高齢者ら災害時要配慮者の避難支援策を盛り込んだ改正災害対策基本法を施行するとともに、水害からの広域避難に関する基本的な考え方が示されている。さらには、災害情報共有システム「SIP4D」の開発といった情報技術の活用推進など、多角的な防災対策の構築が進められている。

本委員会では、こうした国等の動きを踏まえ、適宜、区の防災対策等に係る報告を求めるとともに、大規模水害に対する抜本的対策の検討や、前年度の活動報告において、「議会BCPについては、来年度以降、見直しを行っていくこととされている」ことも踏まえ、必要最小限の見直しについて検討する。

## 3 調査期間及びスケジュール

6月 本特別委員会の運営方針について

7月

- ・ 区の防災対策等に係る報告の聴取・質疑・意見交換
- ・ 大規模水害の抜本的対策に係る調査・意見交換
- ▼
- ・ 水害・治水対策の現地調査

10月

- ・ 議会BCPの必要最小限の見直しについて意見交換・改定案の検討

▼

\* 適宜、区の防災対策等に係る報告を求めるほか、災害の発生等、必要に応じて随時委員会を開会していく。

3月 委員会活動報告を作成

#### 4 調査の手法等

項 目		実施予定	
先進自治体等への行政調査		○	
議会基本 条例関連	13条	委員間討議	○
		議事堂以外での委員会開会	
	14条	区民等との意見交換会等	
		条例案の提出その他の政策立案及び政策提言の積極的な実施	
	20条	公聴会及び参考人制度の活用	
		学識経験者等による専門的事項に関わる調査	
		議会のパブリック・コメント	
23条	委員会における研修会		

#### 概要

- 1 先進自治体等への行政調査  
水害・治水対策の現状を調査するため、荒川下流河川事務所等への行政視察を行う。
- 2 委員間討議  
質疑・意見交換に当たり意見が分かれるような場合は、委員間討議を通じて合意形成を図り、委員会として一定の方向性が示せるよう努める。

\* 本運営方針に記載の内容は予定であり、やむを得ず変更することがあります。